

文化財にかかる行政の仕事

旧日比谷公園資料館

東京都の指定文化財は、現在800余りあり、建造物、絵画、仏像などの「有形文化財」、芸能や工芸技術などの「無形文化財」、農具、祭りなどの「民俗文化財」、遺跡、庭園、巨樹などの「史跡旧跡名勝天然記念物」に分類されます。

文化財は、東京都文化財保護条例に定められているとおり、東京都にとって、歴史的、文化的、芸術的または学術上重要なものとして指定されています。言い換えれば、文化財は、東京都の自然と歴史のかかわりとそこに育まれた文化、芸術を語る上で欠かせないものといえます。

東京都教育委員会は、みなさんの身近にあるもののなかから文化財に指定し、それを守り、次世代へ伝承することが仕事の目標としています。

文化財の指定は、調査、文化財保護審議会の検討を経て、法的な手続を進めます。しかし教育委員会の仕事は、文化財の指定のみにとどまるわけではありません。指定された後の仕事が実はとても重要です。今回は、これらの文化財にかかる行政の仕事について、御紹介しましょう。

<文化財の修理と復元>

指定された文化財の保存のために必要な措置は何なのか、まず文化財の現況を調査することから始めます。例えば絵画、彫刻、古文書などの場合は、それぞれの修復専門家の助けを借りてその損傷状態を調べるとともに保存環境なども調査します。天然記念物に指定された老樹などの場合は、樹木医に樹勢診断や生育環境を調査してもらいます。保存・保護するために必要な措置を検討するに当たっては、保存管理環境にも気を配り、修理の方法を選択します。

また、復元に関する考え方は文化財一つ一つで異なっています。例えば、古文書の「桑都日記稿本」では、ところどころ文字が虫食い等で欠損していました。この場合、何の文字が書かれていたのか



桑都日記

推定はされたところもありましたが、書き手の文字と異なる手を加えることは一切行わず、無地の紙を埋め込む形で修復しました。また、建造物の「旧日比谷公園資料館」の場合は、復元するべき年代をきちんと定めた上で、過去の図面や写真、修復の痕跡などを基に現在復元工事中です。

<文化財の活用と整備>

さらに文化財は国民共有の財産として、文化の発展に寄与していくという役目もあります。歴史教育上の活用はもちろんのこと、みなさんの様々な文化活動に文化財を役立てていく道を考えねばなりません。そのためには、文化財の持っている特性をわかりやすく、また利用しやすい形に整えていくことが必要です。例えば、史跡の「国分寺跡」では、地中のさまざまな遺構を保存しつつ、国分寺の規模、構造等をわかりやすくするための、屋外展示物などを備えた国分寺遺跡公園を整備しています。また、建造物「旧前田侯爵邸」の場合



国分寺跡

は、見学するだけでなく、展覧会やコンサートなど様々な催しに対応できるような設備として、例えば建設当時にはなかったエアコンを、現在は使用していない暖炉の中に隠すように設置しています。

<伝統と継承>

文化財の修復の場では、その文化財が作り出されたときの、そしてその文化財を伝えてきた人間の知恵と技にいつも驚かされます。ここではその詳細を紹介することはできませんが、みなさんにその文化財を身近に見ていただくときにそこに注ぎ込まれた知恵と技を伝えられるよう、現代の様々な人々の知恵を借りて保存、整備しています。まさに文化財を守り、次世代へ継承していく行為そのものが知恵と技の重なり合った伝統であるといつてもよいかもしれません。いかがですか、文化財にちょっと興味が湧いてきませんか？